

水道あいつわかまつ



水道メーターの検針に伺います

検針員が2か月に1回各ご家庭に伺い、検針を行います。検針後に「使用水量・汚水量のお知らせ」を配布しますので、ご確認ください。

【特集】新しい浄水場が今年度完成します	2
料金改定時期の水道料金の計算方法	3
●平成29年度予算	4
●第59回水道週間「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」.....	5
●水道施設の耐震化の取り組み／水道水中の放射性物質検査結果	6
●平成28年度水質検査結果	7
●貯水槽水道について	8
●水道工事のお知らせ／水道料金の口座振替のおすすめ	10

スマートフォン用



新しい浄水場が今年度完成します

滝沢浄水場建設工事の進捗状況

平成26年4月から更新工事に着手している滝沢浄水場建設工事においては、昨年10月より実施していた新しいろ過施設である「膜ろ過施設」の試運転が終了し、今年4月より、既存施設からの急速ろ過水と新しい施設からの膜ろ過水の同時配水を行っています。

平成29年度は、場内配水池の耐震補強工事や配管工事を行い、7月に既存施設からの配水を停止し、滝沢浄水場からの配水の全量が膜ろ過水^{※1}となります。

切り替え完了後は、既存施設の取り壊しや場内整備工事等を行い、平成30年3月に工事が完了します。

工事期間中もこれまでどおり安全・安心な水道水をお届けするとともに、安全第一で工事を実施してまいります。

市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

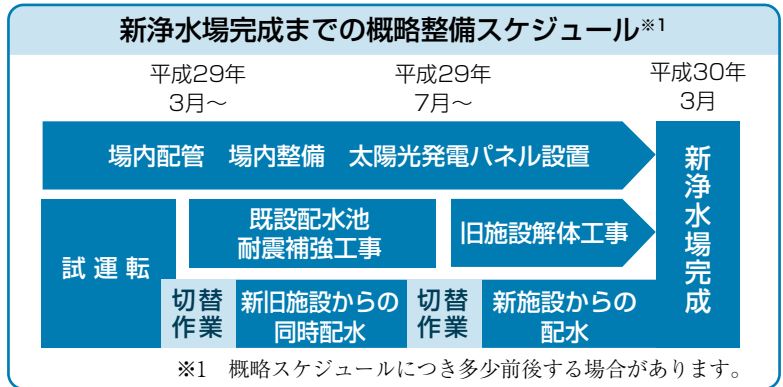


図1 膜ろ過水の配水区域

この区域が新しい浄水場で作った膜ろ過水に全部切り替わります!



あいづすいえんたい

會津水援隊

出陣!

会津若松市の水道が好きで応援サポーターとなってくれる會津水援隊士を募集しています。

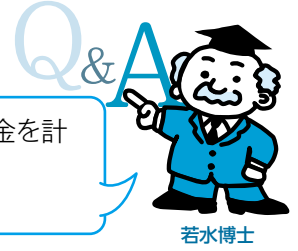
水道の仕事体験やイベントに参加して、水道の指南役やまちの水道見廻り組として活動してみませんか。会津若松市の水道を応援してくれる方なら、どなたでも隊士になることができます。

詳しくは総務課まで! ☎0242-22-6073



～若水博士の Q&A～ 料金改定時期の水道料金の計算方法

Q 料金改定時期の水道料金の計算方法は？



水道料金の改定に伴い、平成29年5月分までは従来料金、6月分からは新料金で水道料金を計算するんじゃ。検針月毎の計算方法は下記のとおりじゃよ。
 なお、下水道料金については従来どおりじゃ。

●偶数月検針のお客さま

平成 29 年 5・6 月分の使用水量の半分が従来料金、残り半分が新料金となります。
 それ以降の料金はすべて新料金になります。

	3・4月	5・6月		7・8月
偶数月検針	従来料金	従来料金	新料金	新料金
		→		7月請求

(例) 平成 29 年 5・6 月分料金 水道メーター口径 13 mm、使用水量 25 m³ の場合

- ①一月ごとの使用水量を求めます。端数が出た場合は5月分の水量に含めます。
 $25 \text{ m}^3 \div 2 = 12.5 \text{ m}^3 \Rightarrow$ 【5月分】13 m³、【6月分】12 m³
- ②それぞれの月の料金を計算します。
 【5月分】従来料金で計算
 基本料金 1,120 円 + (使用水量 13 m³ - 基本水量 10 m³) × 160 円 = 1,600 円
 【6月分】新料金で計算
 基本料金 1,360 円 + (使用水量 12 m³ - 基本水量 10 m³) × 196 円 = 1,752 円
- ③請求額
 1,600 円 + 1,752 円 + 消費税 268 円 = 3,620 円 (税込)

●奇数月検針のお客さま

平成 29 年 6・7 月分の料金から新料金になります。

	4・5月	6・7月	8・9月
奇数月検針	従来料金	新料金	新料金
		→	
			8月請求

(例) 平成 29 年 6・7 月分料金 水道メーター口径 13 mm、使用水量 25 m³ の場合

- 基本料金 1,360 円 × 2 か月 + (使用水量 25 m³ - 基本水量 20 m³) × 196 円 = 3,700 円
- 請求額
 3,700 円 + 消費税 296 円 = 3,996 円 (税込)

新料金表 (1か月あたり・税抜) ※水道メーターの検針、水道料金の請求は2か月毎に行います。

区分	口径	基本料金	水量料金	区分	口径	基本料金	水量料金
一般用	13 mm	10 m ³ まで	10 m ³ を超えるもの 1 m ³ につき 196 円	浴場用・臨時用	13 mm	880 円	浴場用 1 m ³ から 200 m ³ まで 1 m ³ につき 63 円 200 m ³ を超えるもの 1 m ³ につき 97 円 臨時用 1 m ³ につき 560 円
	20 mm				2,340 円		
	25・30 mm				3,850 円		
	40 mm	22,990 円					
	50 mm	34,060 円					
	75 mm	85,160 円					
	100 mm	145,010 円					
150 mm以上	316,920 円	150 mm以上	316,920 円				

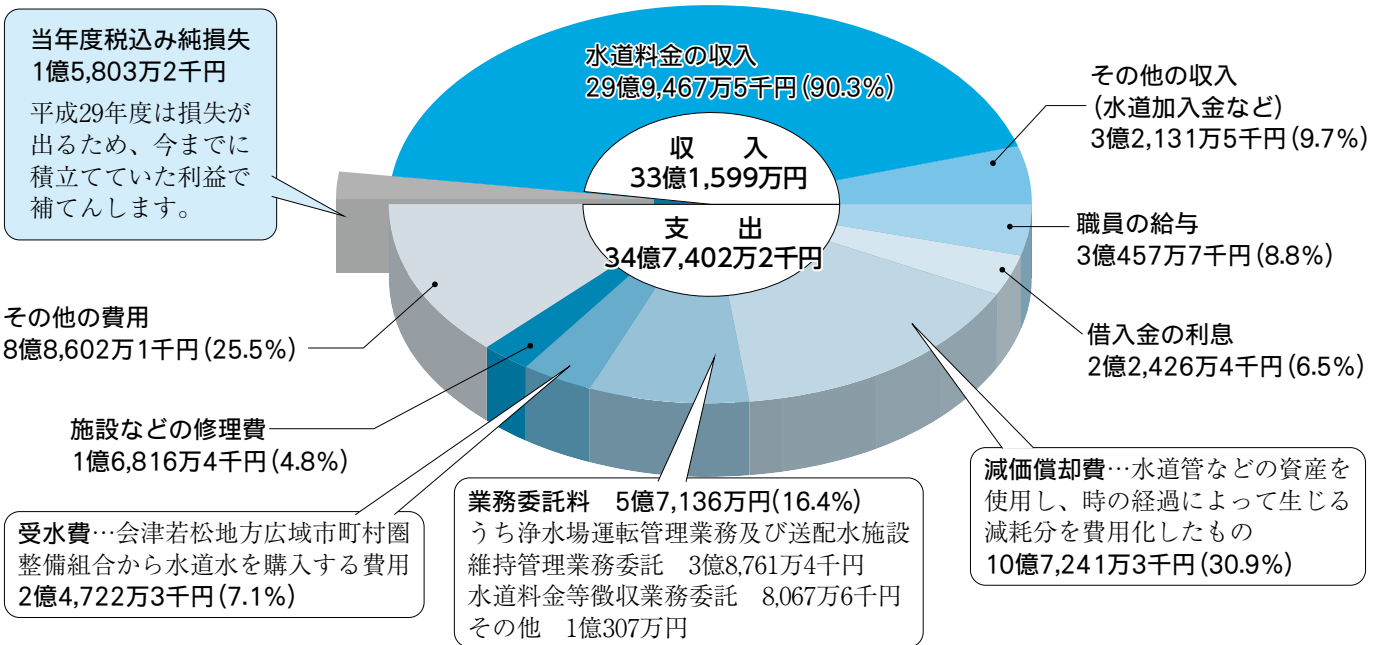
平成29年度予算の内容をお知らせします

水道事業の予算は、皆さまからいただいている水道料金をもとに、「安心して飲めるおいしい水を、いつでもご家庭に安定して供給し続けたい」との思いで、編成されています。平成29年度予算の内訳は、下の円グラフのとおりです。

収益的収支…水をつくり、ご家庭にお届けするための予算

※ 消費税及び地方消費税込み

水道料金を主な財源として、取水・浄水施設の運転管理業務や送・配水施設の維持管理業務、水道料金等徴収業務など民間業者への委託のための予算5億7,136万円、水道部庁舎や浄水場、ポンプ場、水道管等の修理など水道部が行う施設維持管理のための予算1億6,816万4千円が主なものです。

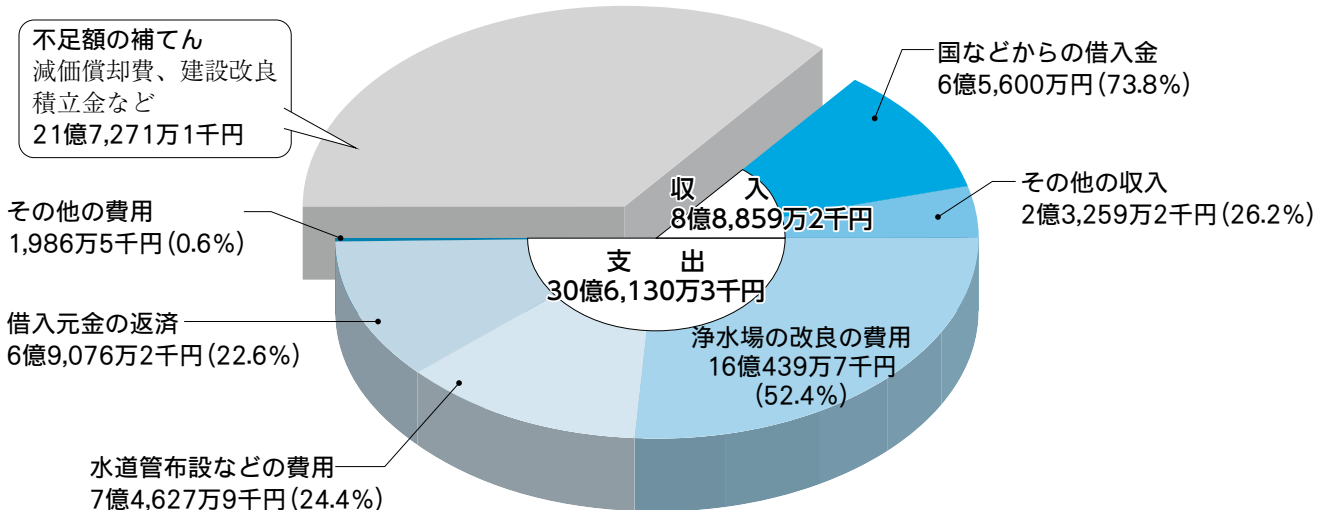


資本的収支…浄水場や水道管などを整備するための予算

※ 消費税及び地方消費税込み

国などからの借入金6億5,600万円を主な財源として、浄水場の改良（滝沢浄水場更新整備等事業建設工事など）のための予算16億439万7千円、水道管布設など（水道管の新たな布設や、古くなった水道管の取り替え）のための予算7億4,627万9千円が主なものです。

なお、支出に対する不足額は、実際の現金支出がない収益的支出の減価償却費などで補てんしますが、それでも不足額が生じますので、建設改良積立金及び減債積立金を取り崩して補てんします。



第59回 水道週間

6月1日(木)～6月7日(水)

テーマ 「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」

毎年、6月1日～7日の1週間は「水道週間」です。59回目の今年は、「あたりまえ そんなみずこそ たからもの」をテーマに全国一斉に水道に関するさまざまなイベントが行われます。

会津若松市水道部では、皆さまに水道への親しみと理解を一層深めていただくため、次の催しを行います。

水道週間イベント

子どもたちの可愛らしい、そしてハイレベルな作品展です

児童生徒作品展

市内及び湯川村、大熊町の小・中学校の児童生徒による水道をテーマにした作品の展示会を行います。子どもたちの水への思いが込められた作品の数々を、どうぞご覧ください。

と き 6月1日(木) 12時～6月5日(月) 15時

ところ 会津若松市生涯学習総合センター(會津稽古堂)

展示作品

1階市民ギャラリー
 1階市民ギャラリー
 図画・書写・作文・標語の各部門入賞作品(佳作は除きます)

※入賞者の表彰式は6月2日(金)

午後4時から、会津若松市生涯学習総合センター(會津稽古堂) 1階 多目的ホールで行います。

水源を守ります

東山ダム周辺クリーン作業

水道水源の保護の観点から、水道部職員と水道事業関係者が集まり、今年5月に東山ダム周辺の清掃作業を行いました。

「水道週間にに関するお問い合わせ」
 水道部総務課 ☎22-6073

協賛事業

会津管工事協同組合の組合員にお申し込みください

不良パッキンの無料交換

会津管工事協同組合の組合員が、水道週間期間中(土・日曜日は除く)に限り、一般家庭を対象に不良パッキンを無料(※注)で交換します。なお、店舗・事業所等は対象としていませんので、ご了承ください。

※混合水栓などの水と温水が一緒に出る蛇口は有料となります。

「不良パッキンの無料交換のお申し込み・お問い合わせ」
 下記の会津管工事協同組合組合員名簿をご覧ください。

不良パッキン無料交換申し込み先 会津管工事協同組合 組合員名簿

(組合員)

平成29年4月1日現在

社名	住所	電話	社名	住所	電話
(有)会津水道工業所	大町一丁目8-26	22-2210	(有)内川水道工業	西年貢一丁目7-50	27-8848
八ッ橋設備(株)	桧町2-3	27-3925	(株)エイワックス	東千石二丁目1-12	36-6736
東邦工業(株)	河東町八田字八田野58	75-3040	(有)金野工業	真宮新町南一丁目121-2	58-3464
(株)興栄設備	西七日町9-10	25-4121	(株)伊藤設備工業	北会津町下荒井81	58-3671
(有)安達水道工業所	神指町大字南四合字幕内南504	27-6188	(有)福島空調システム	真宮新町北三丁目20-1	93-6263
(株)アークズ会津	千石町4-50	28-4111	英設備(株)	柳原町三丁目1-15	23-8699
会津ガス(株)	神指町大字南四合字オノ神325-1	29-1117	(株)新誠テック	町北町大字上荒久田字村北1296	37-1260
(株)セントラル設備	東山町大字石山字天寧55-12	27-3986			
東協設備(株)	金川町10-44	24-8904			
(有)マルシン設備	一箕町大字亀賀字藤原1-13	24-7003			
会南設備(有)	門田町大字一ノ堰字村東750	26-4835			
(有)永峰設備	五月町102	24-7324			
文化設備工業(株)会津支店	北青木4-18	26-8082			
(株)ムラオカプラミング	門田町大字飯寺字村東115-2	27-3011			

※市外局番は0242となります。

会津若松市千石町5-60
 会津管工事協同組合
 TEL(0242) 27-9036 FAX(0242) 27-9639

災害に強い水道を目指して
水道施設の耐震化の取組

水道は社会生活に欠かせないライフラインとして、地震等の災害時においても給水機能を確保し、断水による市民生活や社会経済への影響を、最小限に抑えることが重要です。

その目標達成のために、本市では水道施設の耐震化の取組を行って

今年度における水道施設の耐震化の取組みとしては、昨年度以前から継続して実施している、昭和4年創設当時の老朽化した水道管を、ダクタイル鋳鉄製の耐震管（下図参照）へ取り替える「老朽管更新事業」をはじめとした水道管の耐震化を進めています。また、建物などの構造物の耐震化については、河東地区にある配水池の耐震診断を行うとともに、



水道管の埋設工事の状況

地震のときは、地面の動きに合わせて継手部が伸縮します。

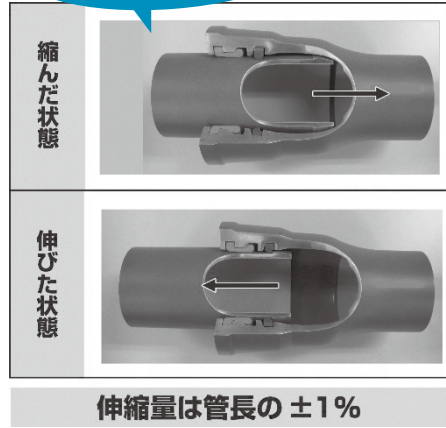
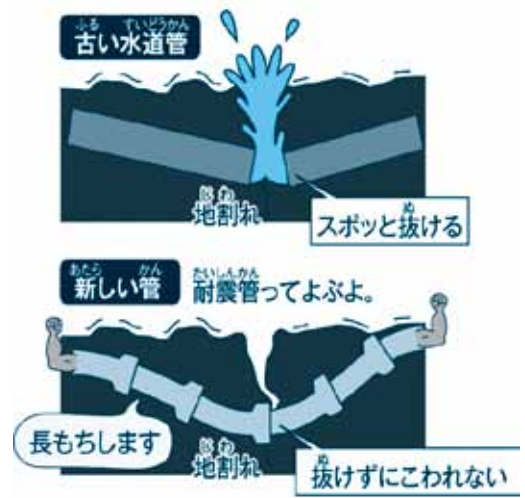


図 耐震管の動きと継手構造



図の提供：社）日本ダクタイル鉄管協会

現在進めている滝沢浄水場の更新工事により耐震化された新しい浄水場が、今年度完成する予定です。
今後とも水道部では、水道施設の耐震化を計画的に進め、災害に強い水道を目指します。
皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

会津若松市の水道水は安心してご使用いただけます

水道部では、水道水中の放射性物質の検査を、各浄水場の原水で2週に1回、配水で週1回の頻度で実施しています。

直近の検査結果は右表のとおりです。

また、検査結果は市ホームページでも公開しています。

※検出下限値 1 Bq/kg (検出下限値未満で検出されなかったものは「<1」と表記)

馬越浄水場については会津若松地方広域市町村圏整備組合が検査

■水道水中の放射性物質の検査結果 (Bq/kg)

浄水場等名称	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
滝沢浄水場(原水)	4/17	<1	<1	<1
滝沢浄水場(配水)		<1	<1	<1
滝沢浄水場(給水湯川村)		<1	<1	<1
東山浄水場(原水)		<1	<1	<1
東山浄水場(配水)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・大川)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・舟子沢)		<1	<1	<1
大戸浄水場(配水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(原水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(配水)		<1	<1	<1
(参考)馬越浄水場	4/19	<1	<1	<1

水質基準に基づく水質検査結果(平成28年度)

下記のとおりすべての基準項目において**水質基準に適合**しています。
なお、検査回数は平成28年度水質検査計画に基づいて実施しています。

	水質基準項目名	基準値	滝沢系給水 (最大値)	東山系給水 (最大値)	大戸系給水 (最大値)	北会津給水 (最大値)	六軒系給水 (最大値)	強清水給水 (最大値)	検査 回数
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0	0	12
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.16	<0.08	<0.08	<0.08	0.16	<0.08	12
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.11	0.11	0.11	0.09	<0.06	<0.06	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.025	0.010	0.010	0.010	<0.006	<0.006	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.004	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	4
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.047	0.016	0.017	0.018	0.014	<0.01	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.011	0.006	0.006	0.006	<0.003	<0.003	4
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.015	0.005	0.005	0.006	0.004	<0.003	4
30	プロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.07	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	4
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	11	7.9	6.1	7.8	8.2	4.4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4
38	塩化物イオン	200mg/L以下	15	6.8	5.0	8.1	11	3.9	12
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	33	14	23	27	32	11	1
40	蒸発残留物	500mg/L以下	96	63	65	81	91	54	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	4
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	<0.000001	0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.8	0.5	1.2	0.6	0.4	<0.3	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1	7.1	7.3	7.2	6.8	7.0	12
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12
50	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	12
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	12
	残留塩素	0.1mg/L以上	0.35	0.40	0.60	0.40	0.35	0.35	12

貯水槽水道(受水槽)はいつも清潔に！ 衛生管理は貯水槽設置者の責任です

水道水の給水方式

水道水の給水方式には、水道水を配水管から蛇口まで直接給水する「直結式給水」と、水道水をいったん受水槽に受けてから給水する「受水槽式給水」の方式があり、家庭や学校などにいずれかの方式で給水されています。

貯水槽水道とは？

学校や病院・マンションなどの多くは、水道水をいったん貯水槽（受水槽や高置水槽）に貯めてからポンプを使って中高層階へ給水する「受水槽式給水」を採用しており、このような水道を「貯水槽水道」と呼んでいます。

「受水槽式給水」は、安定した水圧が得られるほか断水時や災害時にも水が確保できる利点がある反面、衛生面での管理に十分配慮する必要があります。

貯水槽水道設置者の責務

「貯水槽水道」の場合、受水槽に入ってから蛇口までの水については、次のページに記載した「規定条項」などにより、貯水槽設置者の責任において定期的に貯水槽水道の点検・清掃を行い、清潔で安全な水道水の衛生管理に努めることが明記されており、貯水槽設置者には適切な施設の管理を行うことが義務付けられています。

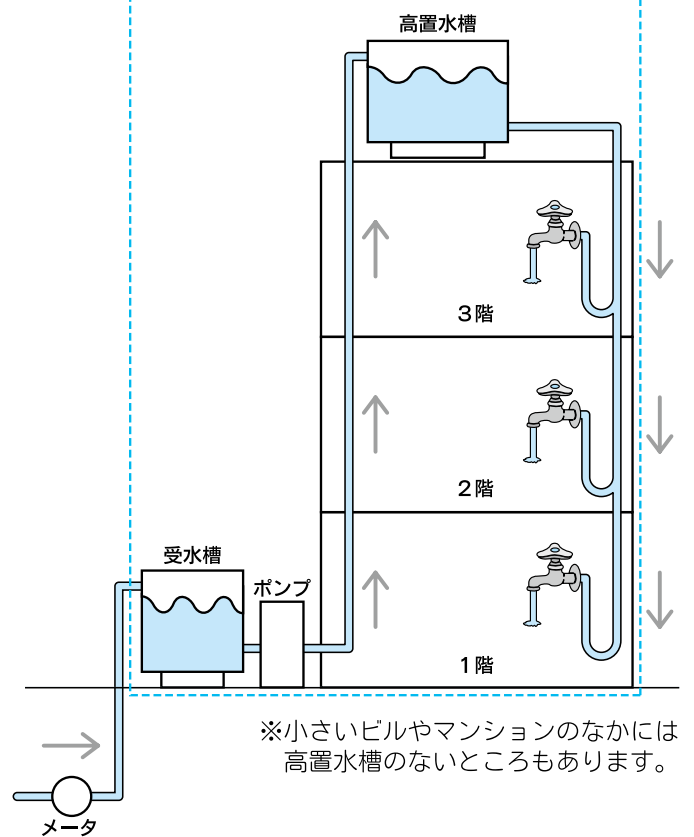
貯水槽水道管理のポイント

- (1)年1回の「清掃」「水質検査」
 - (2)蛇口からでる水の色・臭い・濁り・味のチェック
 - (3)マンホールの故障や貯水槽の亀裂、ボールタップ(水槽内)の故障はないか。
 - (4)オーバーフロー管から異物が入らないか。
 - (5)防虫網は破れていないか。
- などを、特に注意して点検してください。

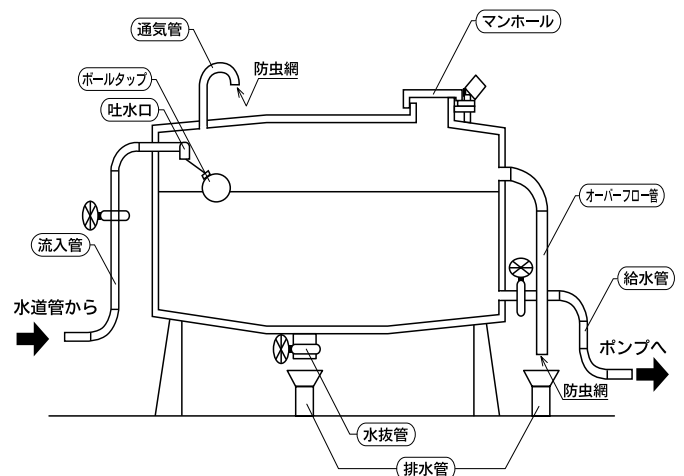
水道事業者の責務

貯水槽設置者に適切な管理を指導し、改善の助言、勧告をします。また設置者や利用者に対して貯水槽水道に関する情報を提供します。なお、貯水槽水道についての質問・相談は、送・配水施設維持管理等業務委託の受注者である**会津若松アクアパートナー(株)**(☎0242-22-6171)にお問い合わせください。

〈貯水槽水道の仕組み〉



〈受水槽詳細図〉



水道メーター交換及び漏水調査のお知らせ

水道部では、毎年、有効期間（メーター製造後8年）を過ぎる水道メーターの交換と、公道に埋設されている配水管や水道使用者宅の給水管の漏水調査を実施しています。

随時、業務を行う専門の業者が、皆さんのお宅にお伺いしますのでご協力をお願いします。その際には、必ず身分証明書を携帯していますのでご確認ください。

お問い合わせ先 会津若松アクアパートナー(株) ☎0242-22-6171

貯水槽水道の管理基準及び検査方法

	簡易専用水道	準簡易専用水道	小規模受水槽
規定条項	水道法第3条第7項	福島県給水施設等条例第2条	会津若松市飲用井戸等衛生対策要領
定義	受水槽の有効容量10m ³ を超えるもの	受水槽の有効容量5m ³ 超から10m ³ 以下のもの	受水槽の有効容量5m ³ 以下のもの
管理基準及び検査条項	水道法第34条の2 同法施行規則第55条・第56条	福島県給水施設等条例第16条 同条例施行規則第17条・第18条 当市の給水区域のうち、河沼郡湯川村に設置されたものについては福島県知事の定める規準に、喜多方市の区域に設置されたものについては喜多方市長の定める規準による。	
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽の清掃（1年以内ごとに1回） ・水槽の点検、汚染防止措置の実施 ・必要に応じた水質検査の実施 ・供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、関係者に周知させる。 		
検査方法	年1回水道法第34条の2に係る登録検査機関（下記表）による管理状況の検査を受けなければならない。	年1回の水質検査を行わなければならない。	年1回水質検査を行うものとする。
	① 検査の依頼…設置者が依頼する。 ② 検査項目 ・施設の外觀検査 ・給水栓における水質検査 ・書類検査 ③ 検査後の措置 検査機関から、特に衛生上問題があるため保健所等に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに施設を管轄する知事（市にあっては市長）に報告する必要があります。なお、報告先は次のとおりです。 会津若松市……市長 河沼郡湯川村…会津保健福祉事務所（会津保健所長） 喜多方市……喜多方市長	水質検査項目（水質基準に関する省令による） ・一般細菌 ・味 ・大腸菌 ・臭気 ・塩化物イオン ・色度 ・有機物 ・濁度 ・pH値	水質検査項目（上記対策要領による） ・色 ・色度 ・濁り ・臭い ・味 ・残留塩素の有無

会津若松市の貯水槽清掃業者のご案内

建築物飲料水貯水槽清掃業 福島県知事登録業者

平成29年4月1日 現在

清掃業者名	所在地	電話番号	清掃業者名	所在地	電話番号
会津建物管理(株)	一箕町松長二丁目4-16	25-3252	(有)トータルビルサービス	慶山一丁目13-43	28-4010
松浦商事(株)	神指町大字南四合字幕内西351-2	27-4433	(株)佐藤総業	一箕町大字八幡字柏木13-2	24-5933
(株)サンライズ	中島町1-24	22-2464	東邦工業(株)	河東町八田字八田野58	75-3040
ハッ橋設備(株)	桧町2-3	27-3925	会津ガス(株)	神指町大字南四合字才/神325-1	29-1117
(株)アークズ会津	千石町4-50	28-4111	(株)新誠テック	町北町大字上荒久田字村北1296	37-1260
(株)興栄設備	西七日町9-10	25-4121	会津メンテ(株)	東千石二丁目2-10	27-4151

※市外局番は0242となります。

※費用は有料となります。見積等により料金確認の上、ご依頼ください。

福島県を検査区域に含む簡易専用水道登録検査機関一覧表(県内及び隣県)

平成28年7月1日 現在

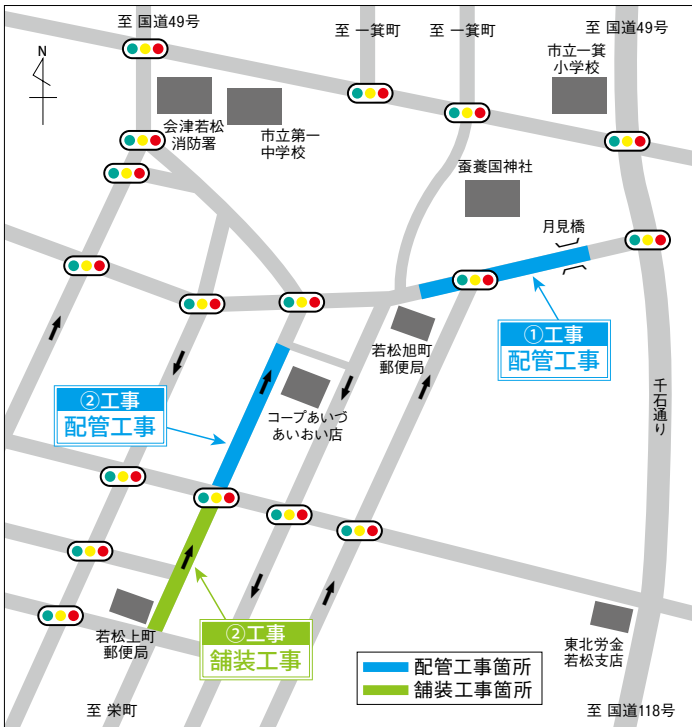
検査機関名	検査を行う事業所の所在地	電話番号
公益財団法人福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内19-6	検査部分析課 024-546-0597
一般財団法人新潟県環境衛生研究所	新潟県燕市吉田東米町8-13	管理部業務課 0256-93-5572
一般財団法人宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下7-1	環境衛生部 022-771-4722
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856-3	大気環境部 028-660-1700
株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木22-152	営業部 0287-63-0233
株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目104-1	福島県分析センター設備検査課 024-959-1771
株式会社江東微生物研究所	福島県いわき市好間工業団地4-18	環境衛生事業部(郡山) 024-963-1870(代表)

水道工事のお知らせ

今年度、市内各所にて水道工事を予定している中で、大規模な水道管の取り替え工事についてお知らせします。

①老朽管更新事業 蚕養町配水管布設替工事

この工事は、滝沢浄水場から市内へ向かって、順次創設当時の配水管を取り替えるもので、昨年度からの継続工事です。今年度においては、月見橋付近から西側へ向かって若松旭町郵便局前までを予定しています。



②老朽管更新事業 相生町配水管布設替工事

この工事は、コープあいづ あいおい店西側の道路において、昨年度の施工箇所から滝沢浄水場側（北側）へ向かって配水管の取り替えを行っていく予定です。将来的に、滝沢浄水場側から取り替えを行っている管と接続する計画です。また、昨年度に施工した箇所は舗装本復旧も併せて施工する予定です。

工事時期・交通規制等について

①と②の水道工事については、夏頃より工事を開始する予定です。

また、交通規制については、昼間通行止めを予定しており、看板等で案内する予定です。なお、工事箇所周辺の皆さまへは、工事受注者が決定しましたら、工事のお知らせ文書等でお知らせします。

工事期間中はご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

【①②の水道工事に関するお問い合わせ】

水道部施設課 ☎22-6177

水道に関する問い合わせは

水道料金・開栓・閉栓

会津若松市水道料金センター

☎(0242)22-6172

FAX(0242)25-1307

水道の工事・修理・漏水

会津若松アクアパートナー(株)

☎(0242)22-6171(水道部庁舎)

☎(0242)23-9986(滝沢浄水場)

事業認可・予算・決算

総務課 ☎(0242)22-6073

FAX(0242)22-6173

水道施設の整備

施設課 ☎(0242)22-6177

◎便利な口座振替をおすすめします。



水道料金のお支払いは、便利な口座振替をおすすめします。

口座振替は、納期ごとに指定口座から自動で納付できる大変便利な方法です。納入通知書でお支払いの方は、口座振替への切り替えをぜひご確認ください。

お申し込みは、会津若松市内に本店や支店のある「金融機関」でお手続きができます。

◎持参するもの：「預貯金通帳」と「その通帳の印鑑」
あれば、「使用水量・汚水量のお知らせ」か「領収書」

会津若松市水道料金センターでも、ゆうちょ銀行以外のお手続きが可能です。また、お電話いただければ、郵送で手続きができる「口座振替依頼書」をご自宅にお送りします。

お問い合わせ

会津若松市水道料金センター（水道部庁舎1階）

☎0242-22-6172